

大正十五年法律第六十号

大正十五年法律第六十号 (暴力行為等処罰ニ関スル法律)

第一条 団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

第一条ノ二 銃砲若ハクロスボウ又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

前二項ノ罪ハ刑法第三條、第三條の二及第四條の二ノ例ニ從フ

第一条ノ三 常習シテ刑法第二百四條、第二百八條、第二百二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

前項(刑法第二百四條ニ係ル部分ヲ除ク)ノ罪ハ同法第四條の二ノ例ニ從フ

第二条 財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第一条ノ方法ニ依リ面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

常習シテ故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第三条 第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十九條、第二百四條、第二百八條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百三十四條、第二百六十條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル目的ヲ以テ金品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ職務ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者及情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十五條ノ罪ヲ犯シシムル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

附則 本法施行前刑法第二百八條第一項又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者ニシテ本法ニ該當スルモノハ本法施行後ト雖告訴アルニ非サレハ其ノ罪ヲ論セス

附則 (昭和三十九年六月二四日法律第一四四号)

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(罰則) 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年六月二日法律第五二号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中刑法第四條の次に一條を加ふる改正規定、第二条中刑法第三條の規定並びに次項の規定及び附則第二項中新東京國際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)第二條第一項第十一号の改正規定は、國際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約又は人質をとる行為に関する國際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置) 2 刑法第四條の二の規定並びに人質による強要行為等の処罰に関する法律第五條及び暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二第三項の規定(刑法第四條の二に係る部分に限る)は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、海上に於ける軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約及び戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

附則 (平成三年四月一七日法律第三一七号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成七年五月一二日法律第九一四号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二九年六月二二日法律第六七号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という)第十二條の改正規定、第二

条及び第四条から第七條までの規定並びに附則第四条及び第六條の規定 國際的な組織犯罪の防止に関する國際連合条約が日本国について効力を生ずる日

(経過措置) 第四条 新組織的犯罪処罰法第十二條(刑法第四條の二に係る部分に限る)の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十條(爆発物取締罰則第四條から第六條までに係る部分に限る)の規定、第四條の規定による改正後の暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第五條の規定による改正後の児童福祉法第六十條第五項(同条第一項に係る部分に限る)の規定、第六條の規定による改正後の細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一條(同法第十條に係る部分に限る)の規定及び第七條の規定による改正後のサリン等による人身被害の防止に関する法律第八條(同法第五條第三項に係る部分に限る)の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

附則 (令和三年六月一六日法律第六九号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日